

平成31年度児童クラブ入所のご案内

児童クラブの目的

児童クラブは、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業が終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的としています。



対象児童

- 市内の小学校に在籍する児童で、次のいずれかに該当すること。
- ①母子または父子家庭で母または父が居宅外で労働している児童
 - ②両親双方が居宅外で労働している児童
 - ③その他市長が必要と認めた児童

申込方法など

申込期間	4月1日から入所希望	5月以降
	平成31年1月4日(金)～21日(月)(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	入所希望月の前月20日まで (空きがない場合もあります。)
申込場所	市役所児童課 (市役所児童課へ提出ができない方は、開所時間中に児童クラブへ提出してください)	
必要書類	・児童クラブ登録申請書・雇用証明書など(居宅外での自営の方は自営証明書) ※書類は12月21日(金)より市役所児童課、十四山支所、各児童クラブおよび保育所に用意します。	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度入所中の児童も、継続希望の場合は、申し込みが必要です。 ・実施期間は、平成31年4月1日から年度末までです。 ・利用決定は、先着順ではありません。定員超過するクラブにおいては、市が定めた優先順位に従い認めていきます。 ・定員を超えた場合は、入所できないことがあります。 ・申込期限後も、定員に空きがあるクラブは受け付ける場合がありますのでお問い合わせください。 ・申請書提出後に、その申請を取り下げたい場合は、辞退届を市役所児童課へ提出してください。 	

児童クラブのご案内

実施時間	平日：下校後～午後6時30分 土曜日・学校休業日：午前8時～午後6時30分		
休所日	日曜日・国民の祝日、12月29日～翌年1月3日、その他災害などによる臨時休所があります。		
利用料 および おやつ代	期 間	利用料	おやつ代(十四山東部児童クラブ以外)
	1月～7月および9月～12月	5,000円(月額)	1,000円(月額)
	8月	7,500円(月額)	1,000円(月額)
	夏休み中のみ利用	10,000円	1,500円
	冬休み中または春休み中のみ利用	5,000円	500円
※次のことに該当する場合、利用料を減額または免除することができます。 申請希望の方は「児童クラブ利用料減額申請書」の提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による被保護世帯【全額免除】 ・前年度分(7月から翌年3月までの間にあっては当該年度分)の市民税非課税世帯【全額免除】 ・遺児手当の受給世帯(手当支給開始月から60月を経過した場合を含む。)[2分の1減額] ・就学援助を受けている世帯【2分の1減額】 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は学校から集団下校で来所しますが、帰宅時は保護者の迎えが必要です。 ・土曜日や学校休業日の送迎は、保護者の責任でお願いします。 ・おやつは、児童クラブで用意します。(十四山東部児童クラブを除く) ・土曜日や学校休業日の昼食とお茶は、各自で用意してください。 ・児童クラブ登録期間中に児童クラブに通う必要が無くなった場合は、前月20日までに辞退届を市役所児童課へ提出してください。20日を過ぎると、翌月の利用料が必要となります。 ・定員に空きがある場合は、夏季休業日などの長期休業日などの長期休業日のみの利用をすることができます。また、年度途中の申し込みに関しても、児童クラブに空きがある場合のみです。 ・弥生、桜・日の出児童クラブはどちらの児童クラブに入るかは、申請者の人数や学年、男女の比率などを勘案し、市役所児童課にて調整して決定させていただきます。 		

実施施設

名 称	実施場所	名 称	実施場所
日の出第一児童クラブ	ひので子育て支援センター西側	大藤児童クラブ	大藤児童館内
日の出第二児童クラブ		白鳥児童クラブ	白鳥コミュニティセンター内
桜第一児童クラブ	桜小学校敷地内	栄南児童クラブ	栄南児童館内
桜第二児童クラブ		十四山東部児童クラブ	十四山公民館内
弥生第一児童クラブ	弥生児童館内	十四山西部児童クラブ	十四山西部小学校敷地内
弥生第二児童クラブ	総合福祉センター内		

☎市役所児童課(内線152)

私立はばたき児童クラブに関しては、弥富はばたき幼稚園(☎67-4008)へ直接お問い合わせください。

高額医療・高額介護合算療養費の申請を受け付けます

1年間(毎年8月～翌年7月末日まで)の医療と介護の自己負担額を合算し、下表の算定基準額を超えたときは、申請により、医療保険から高額介護合算療養費、介護保険から高額医療合算介護サービス費として、超えた自己負担額分を支給されます。

▼申請方法

- ①平成30年7月31日現在で国民健康保険、後期高齢者医療に加入していた場合
…支給対象となる方にはお知らせを送付しますので、市役所保険年金課で手続きしてください。
※期間内に保険を変更した方などには、お知らせを送付できない場合がありますので、対象になると思われる方は市役所保険年金課へ問い合わせてください。
- ②平成30年7月31日現在で社会保険などの被用者保険に加入していた場合
…加入していた被用者保険の担当窓口へ問い合わせてください。

◎高額医療・高額介護合算療養費の算定基準額(医療保険単位)

区分	国民健康保険+介護保険		後期高齢者医療制度 + 介護保険
	70歳未満の方を含む世帯	70歳以上75歳未満の方	
上位所得者(現役並み所得者) 賦課基準額 (※)901万円超	212万円	67万円	67万円
上位所得者(現役並み所得者) 賦課基準額 (※)600万円超901万円以下	141万円	67万円	67万円
一般 賦課基準額 (※)210万円超600万円以下	67万円	56万円	56万円
一般 賦課基準額 (※)210万円以下	60万円	56万円	56万円
低所得者 (住民税非課税世帯)	Ⅱ	31万円	31万円
	Ⅰ	19万円	19万円

(※)賦課基準額は、所得から基礎控除33万円を控除した金額。

☎市役所保険年金課(内線123)

平成30年度ボランティア活動功労者表彰 おめでとうございます

平成30年度ボランティア活動功労者表彰式が9月6日に愛知県庁本庁舎で行われました。

多年にわたり、障がい者就労継続支援事業所である、チャレンジハウス弥富でのボランティア活動を続けてこられた、「チャレンジハウス弥富ボランティアサークル」の皆さんが受賞されました。



▲受賞された「チャレンジハウス弥富ボランティアサークル」の代表者